

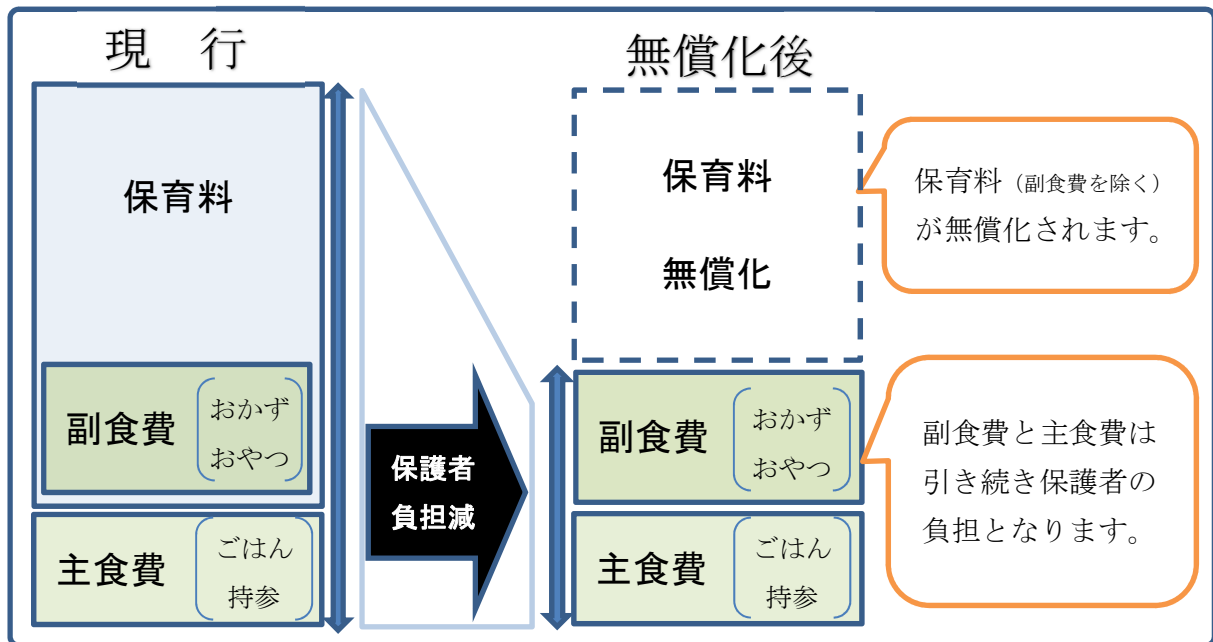
幼児教育・保育の無償化に伴う副食費の徴収について

1 趣 旨

本年10月の「幼児教育・保育の無償化」により満3歳から満5歳の子ども及び、住民税非課税世帯の3歳未満の子どもの保育料が無償化となり、食事の提供に要する費用が実費徴収となります。

伊那市では、子育て世帯に対する支援の充実を図るため、実費徴収とされる食事の提供に要する費用のうち副食費について市独自の負担軽減を行います。

公立保育園3歳以上児のケース



2 幼児教育・保育の無償化制度による副食費徴収の概要

	伊那市	国基準
①副食費の額	月額3,000円/人	月額4,500円/人
②多子世帯軽減	同一世帯(対象範囲拡大)の第3子以降の子どもは0円	同時在園(1号は小学校3年以下が基準)の第3子以降の子どもは0円
③低所得者軽減	年収360万円未満相当の世帯の子どもは0円	
④徴収対象者	約1,000人	約1,200人
	1号(幼稚園)及び2号(保育園)認定の子ども 〔満3歳になった4月1日から3年間(幼稚園は満3歳から)〕	

3 私立園への支援

国基準額と徴収額の差額を補助予定(補助額の上限:月額1,500円/人)